

■キャッシュカード機能一体型特約

第1条 適用会員

- (1) この特約は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）に対し、この特約及びJ P BANK VISAカード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）を承認のうえ、当行所定の方法で次条の一体型カード等の利用申込みをし、当行が適当と認めた方（以下「本会員」といいます。）に対して適用します。
- (2) この特約は、会員規定第1条（会員）第2項の家族会員に対しても適用します。（以下、本会員及び家族会員を「会員」といいます。）

第2条 一体型カード等

- (1) 一体型カードとは、会員規定第4条（カードの貸与と取扱い）第1項により当行が発行し貸与するカード（以下「クレジットカード」といいます。）に、当行所定の方法による通常貯金の預金者の申出により、当該貯金に係るキャッシュカードとしての機能（キャッシュカード規定において定められている利用の方法をいいます。以下「キャッシュカード機能」といいます。）を追加したカードをいいます。
- (2) 一体型家族カードとは、会員規定第4条（カードの貸与と取扱い）第3項により当行が発行し、貸与する家族カード（以下「家族カード」といいます。）に、当行所定の方法による前項の通常貯金の預金者の申出により、キャッシュカード機能を追加したカードをいいます。なお、当行は、本会員に一体型カードを発行し、貸与する又は貸与している場合に限り、家族会員に一体型家族カードを発行し、貸与します。
- (3) 一体型カードの家族カードに係る申込区分は、当行所定の区分のカードとします。

第3条 取扱店の範囲

一体型カード及び一体型家族カード（以下「一体型カード等」といいます。）によるこの特約における取扱いは、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下この条、第8条第1項②及び第9条第1項において「本支店等」といいます。）において取り扱います。ただし、取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。

第4条 一体型カード等の所有権

一体型カード等の所有権は当行に帰属します。

第5条 一体型カード等の発行

- (1) 一体型カードとキャッシュカード規定第1条のキャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます。）の併用はできないものとします。キャッシュカードをお持ちの預金者が、一体型カードの申込みをし、当行より一体型カードの貸与を受けた場合は、お持ちのキャッシュカードを直ちに切断・破棄するものとします。
- (2) 前項については、一体型家族カードとキャッシュカード規定第9条の代理人のためのカード（以下「代理人カード」といいます。）の併用についても同様とします。また、既に当行より代理人カードを交付されている預金者が一体型家族カードを申し込む場合、その一体型家族カードの名義は代理人カードと同一名義に限ります。
- (3) 第1項後段（第2項により同様とされた場合を含みます。）による切断・破棄の前に会員に生じた不利益・損害等については、当行は一切責任を負いません。

第6条 一体型カード等の有効期限

- (1) 一体型カード等の会員規定第5条（カードの有効期限）の有効期限は、当行が指定するものとし、一体型カード等の表面に記載した月の末日までとします。一体型カード等の場合、当行は、一体型カード等に係るキャッシュカード機能の取扱期間を指定することができます。
- (2) 有効期限の2か月前までに第9条第1項による利用の廃止の届出がなく、かつ、当行が引き続き会員として認める場合には、有効期限を更新した新しい一体型カード等とこの特約及び会員規定を送付します。有効期限が経過した場合には、本会員は有効期限が経過した一体型カード等を

直ちに切断・破棄するものとします。この切断・破棄の前に会員に生じた不利益・損害等については、当行は一切責任を負いません。

- (3) 一体型カード等の有効期限内におけるカード利用による支払については、有効期限経過後といえども会員規定を適用するものとします。

第7条 一体型カード等のカードの再発行

- (1) 本会員は、一体型カード等の盗難、紛失、汚染又はき損その他これに準ずるものとして当行が認めた事由により一体型カード等の再発行を受けようとするときは、当行所定の方法により請求してください。当行が適当と認めた場合に限り、一体型カード等を再発行します。この場合、キャッシュカード規定第16条（カードの再交付）第1項のICキャッシュカードの再交付の請求があったものとして取り扱います。
- (2) 一体型カード等の再発行に当たり、本会員は、当行所定の方法により当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第8条 一体型カード等の偽造、盗難、紛失等

- (1) 一体型カード等の偽造、盗難、紛失等の場合、偽造、盗難、紛失等により一体型カード等が他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、会員は、速やかに次の①及び②の連絡先の双方に通知することとします。
- ① VJ紛失・盗難受付デスク
（VJ紛失・盗難受付デスクの連絡先）0120-919-456
- ② カード紛失センター又は本支店等（以下「紛失センター等」といいます。）
（カード紛失センターの連絡先）0120-794-889
- (2) 当行は、VJ紛失・盗難受付デスクにおいて会員から前項の通知を受けた場合は直ちに会員規定に定めるクレジットカードとしての機能（以下「クレジットカード機能」といいます。）を停止し、紛失センター等において会員から前項の通知を受けた場合は直ちに一体型カード等による貯金の払戻停止及び振替停止の措置を講じます。

第9条 一体型カード等の機能の廃止等

- (1) 次の場合には、本会員は、当行所定の届書に記名押印（又は署名）し、通帳及び一体型カード等を添えて本支店等に提出してください。
- ① 一体型カード等のクレジットカード機能を廃止しようとするとき
- ② 一体型カード等のキャッシュカード機能を廃止しようとするとき
- ③ 一体型カード等のクレジットカード機能とキャッシュカード機能の双方を廃止しようとするとき
- (2) 前項の届出があったときは、会員規定第21条（退会）第1項による退会の届出及びキャッシュカード規定第19条（カード利用の廃止等）第1項の廃止の届出があったものとして取り扱います。ただし、一体型家族カードのクレジットカード機能又はキャッシュカード機能を廃止しようとして前項の届出をしたときは、会員規定第21条（退会）第2項の退会の届出及びキャッシュカード規定第19条（カード利用の廃止等）第1項の廃止の届出（一体型家族カードに限ります。）があったものとして取り扱います。
- (3) 会員は、次の①から⑤までの一にでも該当する場合は、当行に一体型カード等を提出する必要があること又は回収される場合があること若しくは一体型カード等を利用できなくなる場合があることをあらかじめ了承することとし、それに伴い会員に生じる不利益・損害等について、当行は一切責任を負わないものとします。
- ① 一体型カード等が偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
- ② 当行が一体型カード等の利用を不適当と認めた場合
- ③ 第1項の届出を行った場合
- ④ 会員規定第11条（カード利用の一時停止）によりクレジットカード機能の利用が停止された場合
- ⑤ 会員規定第20条（会員資格の取消）により会員資格が取り消された場合

第10条 特約の改定

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第11条 各規定の適用

一体型カード等には、この特約のほか、「会員規定」、「キャッシュカード規定」、「生体認証規定」及び「デビットカード規定」が適用されます。ただし、各規定とこの特約とで相違が生じる場合には、この特約が優先して適用され、次いで会員規定が優先して適用されるものとします。

以上

■キャッシュカード規定

1 カードの利用

(1) 通常貯金及び通常貯蓄貯金（以下「貯金」といいます。）について、当行所定の方法により交付したキャッシュカード（ＩＣチップのある当行所定のキャッシュカード（第５条第３項②、第１６条第１項及び第１８条第１項において「ＩＣキャッシュカード」といいます。）を含みます。以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。

- ① 当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）の窓口において貯金の預入（次項及び次条において「カード預入」といいます。）をする場合
- ② 本支店等に設置した端末機（以下「端末機」といいます。）により貯金の一部払戻し（以下「暗証払」といいます。）をする場合
- ③ 当行所定の現金自動預払機（以下「ＡＴＭ」といいます。）により貯金の預入（第４条において「機械預入」といいます。）をする場合
- ④ ＡＴＭにより貯金の一部払戻し（第５条及び第１２条において「機械払」といいます。）をする場合
- ⑤ 当行が貯金の受払事務を委託した金融機関（第６条、第１４条及び第１７条において「受払金融機関」といいます。）に設置された現金自動預払機又は現金自動支払機（以下「提携機」といいます。）により貯金の預入又は一部払戻しをする場合
- ⑥ ＡＴＭにより振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。第７条第１項並びに第８条第１項及び第３項において同じとします。）への払込み、振替又は振込をする場合
- ⑦ その他当行所定の取扱いをする場合

(2) カード預入及び暗証払は、本支店等において取り扱います。ただし、取り扱わない本支店等は当行所定の方法により公表します。

(3) ＡＴＭを設置する本支店等は、当行所定の方法により公表します。

(4) ＡＴＭの種類により通帳（カードの交付を受けていない通帳を含みます。）がご利用いただけない場合があります。

2 カード預入

(1) カード預入をしようとするときは、当行所定の書類にカード及び現金を添えて本支店等に提出してください。

(2) カード預入があった場合は、現在高その他の事項を記載した書類を交付します。

3 暗証払

暗証払を受けようとするときは、当行所定の払戻請求書にカード又は通帳（カードの交付を受けた貯金の通帳に限ります。）（以下「カード等」といいます。）を添えて本支店等に提出し、端末機に届出の暗証（当行が指定する暗証を含みます。以下同じとし

ます。)を正確に入力してください。

4 機械預入

- (1) 機械預入をしようとするときは、A T Mの画面表示等の操作手順に従って、A T Mにカード又は通帳（カードの交付を受けていない通帳を含みます。）を挿入し、現金を投入してください。
- (2) 機械預入は、A T Mの種類により当行所定の種類の紙幣及び貨幣に限ります。また、1回当たりの預入は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) カードによる機械預入があった場合は、現在高その他の事項を記載した書類の交付を受けることができます。

5 機械払

- (1) 機械払を受けようとするときは、A T Mの画面表示等の操作手順に従って、A T Mにカード等を挿入し、届出の暗証及び払戻金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 機械払は、A T Mの種類により当行所定の金額単位とし、1回当たりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 1日当たりの払戻金額は次に掲げる取扱いの別に、それぞれ当行所定の金額の範囲内で預金者が定める金額（以下「指定金額」といいます。）以下とし、1日の払戻金の合計額は①の貯金の払戻しの指定金額以下とします。ただし、①の貯金の払戻しに係る1日の払戻金額は、指定金額から②及び③の貯金の払戻しの合計額を差し引いた額以下とします。なお、指定金額については、②は①以下で、かつ、③は②以下の金額とします。
 - ① 生体認証データの照合（生体認証規定第1条（生体認証）第2項の生体認証データの照合をいいます。）を行う貯金の払戻し
 - ② I Cキャッシュカードを使用して行う貯金の払戻し（①及びI Cチップを読み取らずに行う貯金の払戻しを除きます。）
 - ③ ①及び②以外の貯金の払戻し
- (4) 前項の指定金額について預金者が定めないときは、当行は、当該指定金額を50万円として取り扱うものとします。
- (5) 1日当たりの払戻回数は当行所定の回数の範囲内で預金者が定める回数（次条第2項②及び第15条第4項において「指定回数」といいます。）以下とします。
- (6) カードのみによる機械払の取扱いを受けようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、通帳を添えて本支店等に届け出てください。この場合、暗証払の取扱いについても通帳での取扱いはできなくなります。

6 提携機による預入等

(1) 預入

- ① 提携機により貯金の預入をしようとするときは、提携機の画面表示等の操作手順に従って、提携機にカードを挿入し、現金を投入してください。
- ② 提携機による預入は、提携機の種類により受払金融機関所定の種類の紙幣及び貨幣に限ります。また、1回当たりの預入は、受払金融機関所定の枚数による金額の

範囲内とします。

- ③ 提携機による預入があった場合は、現在高その他の事項を記載した書類の交付を受けることができます。

(2) 一部払戻し

- ① 提携機により貯金の一部払戻しの請求をしようとするときは、提携機の画面表示等の操作手順に従って、提携機にカードを挿入し、届出の暗証及び払戻金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- ② 提携機による一部払戻しは、提携機の種類により受払金融機関所定の金額単位とし、1回当たりの払戻しは、受払金融機関所定の金額の範囲内とします。なお、1日当たりの払戻しは、指定金額及び指定回数以下とします。
- ③ ②にかかわらず、受払金融機関によっては、指定金額を前条第3項③又は同条第4項として取り扱う場合があります。

7 払込み等

- (1) A T Mにより払込資金を貯金から払い戻して払込みをする場合又は振替口座から振替若しくは振込をする場合には、A T Mの画面表示等の操作手順に従って、A T Mにカード等を挿入し、届出の暗証に加え、払込金額、振替金額又は振込金額その他必要事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書又は払出書の提出は必要ありません。
- (2) A T Mによる払込み等は、払戻しとみなし、第5条第3項から第5項までを準用します。

8 A T M利用料金等

- (1) A T Mにより振替口座に払込み、振替又は振込をするときは、当行所定の料金（第3項及び第10条において「A T M利用料金」といいます。）をいただきます。
- (2) 提携機を使用して貯金の預入又は一部払戻しをするときは、提携機の利用に関する当行所定の手数料（次項及び第10条において「提携機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) A T M利用料金及び提携機利用手数料は、払込み、振替若しくは振込又は貯金の預入若しくは一部払戻し時に、通帳及び払戻請求書又は払出書の提出を受けず、当行所定の方法により当該貯金又は振替口座の預り金からいただきます。ただし、A T M利用料金と払込金額、振替金額若しくは振込金額の合計額又は提携機利用手数料と払戻請求金額との合計額が払い戻すことのできる金額を超えるときは、その払込み、振替若しくは振込又は一部払戻しはできません。

9 代理人のカード

- (1) 当行が認めたときは、カードの交付を受けた預金者の届出により、当行は代理人のためのカード（一の預金者につき1枚に限ります。）を交付します。この場合、代理人のカードの暗証は、預金者のカードとは別のものとすることができます。
- (2) 前項の届出をしようとするときは、預金者は、代理人の氏名を記入した当行所定の書類に通帳を添えて本支店等に提出してください。この場合、当行は、預金者又は代

理人に関する各種確認や資料の提出を求めることがあります。

- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定が適用されます。
- (4) 貯金等共通規定第8条（成年後見人等の届出）により成年後見人等の届出がされている場合又は当行所定の利用代理人の届出がされている場合は、預金者がカードの交付を受けていない場合であっても、当該成年後見人等又は当行所定の利用代理人の届出により代理人のカードを交付します。この場合、第1項に準じて取り扱います。

10 カードによる預入又は払戻金額等の通帳記入

カードによる預入金額、払戻金額、払込金額、振替金額、振込金額又はATM利用料金若しくは提携機利用手数料の金額の通帳への記入は、通帳が本支店等に提出された場合又はATMで通帳による取扱いをした場合に行います。

11 カード等及び暗証の管理等

- (1) 当行は、端末機又はATM若しくは提携機の操作の際に使用されたカード等が、当行が預金者に交付したカード等であること及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、貯金の払戻し又は振替若しくは振込その他当行所定の手続（次条から第14条までにおいて「払戻し等」といいます。）を行います。
- (2) 前項にかかわらず、当行所定のインターネット接続端末機の操作の際に入力された暗証（即時振替サービス及びゆうちょPayの利用の申込みの際に入力された暗証を含みます。）が、届出の暗証と一致することを当行所定の方法により確認した場合には、当行は入力した者を預金者本人とみなし、当該端末機を操作して行われたサービスの利用の申込み及び払戻し等の請求を正当なものとして取り扱います。
- (3) カード等は、他人に使用されないよう保管してください。暗証は、生年月日、住所、自宅や勤務先の電話番号、連続番号、同一番号その他他人に容易に推測されやすい番号を使用せず、不定期的又は一定期間ごとに変更し、他人に知られないよう管理してください。暗証について当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（以下「当行等」といいます。）から照会することは一切ありません。電話等による照会には応じないでください。
- (4) カード等の偽造、盗難、紛失等の場合、偽造、盗難、紛失等によりカード等が他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、預金者は、当行所定の方法により、速やかに書面によって本支店等に届け出てください。ただし、代理人のカードの場合は、代理人（第9条第1項の代理人をいいます。以下同じとします。）についても届け出ることができます。
- (5) 前項の届出を受けたときは、直ちにカード等による貯金の払戻停止又は振替若しくは振込の停止の措置を講じます。
- (6) 第4項の届出の前に、預金者から電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。ただし、代理人のカードの場合は、代理人についても通知を行うことができます。なお、通知をした場合にも、当行所定の方法により、速やかに書面によって本支店等に届け出てください。

12 偽造カード等による払戻し等

偽造カード等又は変造カード等による払戻し等（預金者又は加入者（以下「預金者等」といいます。）が個人（個人事業者を含みます。第14条において同じとします。）である場合の機械払、提携機による貯金の一部払戻し又はATMによる振替若しくは振込その他当行所定の手続に限ります。以下この条及び次条において同じとします。）については、預金者等若しくは代理人の故意による場合又は当該払戻し等について当行が善意かつ無過失であって預金者等若しくは代理人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、預金者等は、当行所定の書類を提出し、カード等及び暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

13 盗難カード等による払戻し等

(1) カード等の盗難により、他人に当該カード等を不正に使用され生じた払戻し等については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者等は、当行に対して当該払戻し等に係る損害（料金、手数料及び利子を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カード等の盗難に気付いてから速やかに、当行等への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者等又は代理人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難されたことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻し等が預金者等又は代理人の故意による場合を除き、当行は、当行等へ通知が行われた日の30日（ただし、当行等に通知することができないやむを得ない事由があることを預金者等が証明した場合は、30日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻し等に係る損害（料金、手数料及び利子を含みます。）の額に相当する金額（以下この項において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻し等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、預金者等又は代理人に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項に係る当行等への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係るカード等を用いて行われた不正な払戻し等が最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は、補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻し等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 預金者等又は代理人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 預金者等又は代理人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人又は家事使用人（家事全般を行っている者をいいます。）によって行われた場合
 - C 預金者等又は代理人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要

な事項について偽りの説明を行った場合

- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ又はこれに付随してカード等が盗難された場合

14 預金者等が個人以外の者である場合の偽造カード等による払戻し等

暗証払（盗難通帳による払戻しを除きます。）又は預金者等が個人以外の者である場合における、偽造カード等、変造カード等若しくは盗難カード等による払戻し等については、当行がカード等の磁氣的記録によって、端末機又はA T M若しくは提携機の操作の際に使用されたカード等を当行が交付したのものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して払戻し等をしましたうへは、カード等又は暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等及び受払金融機関は責任を負いません。ただし、この払戻し等が偽造カード等又は変造カード等によるものであり、カード等及び暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。

15 届出事項の変更等

- (1) 氏名、代理人その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに預金者等は、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、当該変更に係るカード等を添えて本支店等に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行等は責任を負いません。
- (2) 暗証を変更しようとするときは、預金者等又は代理人は、端末機又はA T Mにより届け出てください。この場合、端末機にあっては当行所定の書類にカード等を添えて本支店等に提出し、かつ、端末機に現に使用している暗証（当行が指定する暗証を含みます。以下この項において「旧暗証」といいます。）及び新たに使用しようとする暗証（以下この項において「新暗証」といいます。）を入力して、A T MにあってはA T Mにカード等を挿入し、かつ、旧暗証及び新暗証を入力して届け出てください。なお、生年月日、住所、自宅や勤務先の電話番号、連続番号、同一番号その他他人に容易に推測されやすい番号は、新暗証として使用できません。また、暗証は不定期的又は一定期間ごとに変更してください。
- (3) 暗証を失念した場合は、預金者等は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうへ、通帳及びカードを添えて本支店等に届け出てください。
- (4) 指定金額又は指定回数を変更しようとするときは、預金者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、カード等（代理人のカードを除きます。）を添えて本支店等に届け出てください。通帳を添えて提出する場合は記名押印（若しくは署名）又は端末機に暗証を入力することにより、カード（代理人のカードを除きます。）を添えて提出する場合は端末機に暗証を入力することにより届け出てください。
- (5) 指定金額の変更（減額する変更に限ります。）は、A T Mにより届け出ることができません。この場合、A T Mにカード等（代理人のカードを除きます。）を挿入し、届出の暗証を正確に入力のうへ、当行所定の方法により行ってください。

16 カードの再交付

- (1) カードの盗難、紛失、汚染又はき損その他これに準ずるものとして当行が認めた事由によりカードの再交付を受けようとするときは、預金者は、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、通帳及びカード（盗難又は紛失の場合にあつては通帳）を添えて本支店等に請求してください。この場合、ＩＣキャッシュカードを交付することとし、当該カードは当行所定の手続をした後に発行します。
- (2) カードを再交付するときは、当行所定の料金（現金に限ります。）をいただきます。

17 端末機又はＡＴＭ若しくは提携機への誤入力等

端末機又はＡＴＭ若しくは提携機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行等は責任を負いません。なお、提携機を使用した場合の受払金融機関の責任についても同様とします。

18 譲渡、質入れ等の禁止等

- (1) 電子マネーが搭載されたＩＣキャッシュカードの所有権は、当行及び当該カードに搭載された電子マネーの発行会社に帰属するものとします。
- (2) カードは譲渡、質入れ又は貸与をすることはできません。

19 カード利用の廃止等

- (1) カードの利用を廃止しようとするときは、預金者は、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、通帳及びカードを添えて本支店等に届け出てください。
- (2) カードを交付した貯金について、全部払戻しの請求があつたとき、通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより通常貯金が全部払戻しとされたとき、通常貯蓄貯金規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより通常貯蓄貯金が全部払戻しとされたとき又は当行所定の取扱いがあつたときは、前項の廃止の届出があつたものとして取り扱います。この場合、カードを本支店等に返却してください。
- (3) カードを交付した貯金について、通常貯金規定第13条の2（取引の制限等）第1項から第4項まで若しくは同規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は通常貯蓄貯金規定第12条の2（取引の制限等）第1項から第4項まで若しくは同規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより取引の制限又は取扱いの停止がされたときは、当該取引制限又は停止がされている期間中、カードの利用を停止することがあります。
- (4) カード等が偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行等が判断した場合又は当行等がカード等の利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行等からの請求があり次第直ちにカード等を本支店等に返却してください。

20 規定の適用

この規定の取扱いには、この規定のほか、「通常貯金規定」及び「通常貯蓄貯金規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

21 規定の改定

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

■生体認証規定

1 生体認証

- (1) 生体認証とは、ＩＣキャッシュカード（ＩＣチップのある当行所定のキャッシュカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）をいいます。以下同じとします。）によるキャッシュカードとしての機能（キャッシュカード規定において定められている利用の方法をいいます。）の利用その他当行所定の届出事項の変更の際に、預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式をいいます。
- (2) 生体認証は、ＩＣキャッシュカード上のＩＣチップ（以下「ＩＣチップ」といいます。）に当行所定の機器及び操作手順により当行の認めた預金者の指静脈パターンを記録し、ＩＣチップに記録された預金者の指静脈パターン（以下「生体認証データ」といいます。）と当行所定の照合機に読み取らせた指静脈パターンを照合（以下「生体認証データの照合」といいます。）することにより認証を行うものとします。

2 生体認証契約の締結

- (1) 生体認証契約の締結に当たっては、あらかじめＩＣキャッシュカードの利用の申込みを行ってください。
- (2) 生体認証契約の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳及び生体認証データを記録しようとするＩＣキャッシュカードを添えて当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「取扱本支店等」といいます。）に提出してください。
- (3) 前項の申込みにあたっては、取扱本支店等の端末機に届出の暗証を入力してください。
- (4) 生体認証契約の締結及び生体認証データの登録にあたっては、当行所定の本人確認のための資料を提出してください。十分な本人確認ができない場合には、生体認証契約をお断りすることができるものとします。

3 取扱店の範囲

- (1) 生体認証データの登録及び削除は、取扱本支店等の窓口において取り扱います。
- (2) 生体認証データの照合は、取扱本支店等の端末機並びに生体認証データ照合機能のある当行の現金自動預払機及び提携機（当行が貯金の受払事務を委託した金融機関に設置された現金自動預払機又は現金自動支払機をいいます。）（以下「生体認証対応端末機等」といいます。）において取り扱います。

4 生体認証の利用範囲

生体認証の利用範囲は、生体認証対応端末機等による次に掲げる取扱いとします。

- ① ＩＣキャッシュカードによる通常貯金又は通常貯蓄貯金（次条第２項から第４項までにおいて「貯金」といいます。）の払戻し
- ② ＩＣキャッシュカードによる電信振替

- ③ ICキャッシュカードによる振込
- ④ ICキャッシュカードによる電信現金払（取扱本支店等の端末機に限ります。）
- ⑤ ICキャッシュカードの届出事項の変更等（キャッシュカード規定第15条（届出事項の変更等）の届出事項の変更等をいいます。）
- ⑥ ICキャッシュカードによる国際送金
- ⑦ その他当行所定の取扱い

5 生体認証データの照合

- (1) ICチップに生体認証データを記録したICキャッシュカードにより、生体認証対応端末機等で前条に規定する取扱いを受けようとするときは、キャッシュカード規定、振替規定、振込規定、現金払規定及び国際送金規定による請求等のほか、当行所定の生体認証のための手続に従ってください。
- (2) 当行は、生体認証データについて、生体認証対応端末機等により同一性が認定され、かつ、生体認証対応端末機等の操作の際に使用されたICキャッシュカードが、当行が預金者に交付したものであること及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、貯金の払戻し、電信振替、振込、電信現金払、届出事項の変更、国際送金その他当行所定の取扱いをします。
- (3) 当行が生体認証対応端末機等で生体認証データの照合により同一性の認定ができなかった場合又は生体認証データの照合が不可能と判断した場合その他相当の事由がある場合（生体認証対応端末機等の障害等がある場合を含む。）には、当行は、生体認証データの照合を行わず、キャッシュカード規定、振替規定、振込規定、現金払規定又は国際送金規定により貯金の払戻し、電信振替、振込、電信現金払、届出事項の変更、国際送金その他当行所定の取扱いをします。
- (4) 前項の規定にかかわらず、ICキャッシュカードのICチップの障害等により、生体認証データの照合ができなかった場合には、生体認証対応端末機等で当該ICチップに障害のあるICキャッシュカードによる貯金の払戻し、電信振替、振込、電信現金払、届出事項の変更、国際送金その他当行所定の取扱いはいたしません。

6 生体認証データの登録変更

- (1) 生体認証データを変更しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳及びICキャッシュカードを添えて取扱本支店等に届け出てください。この場合、端末機に届出の暗証を入力してください。
- (2) 前項の届出があったときは、当行は、ICチップに登録された生体認証データを消去します。
- (3) 前項の生体認証データの消去が完了した後、生体認証データの登録を行ってください。
- (4) 生体認証データの登録変更の処理が正常に終了しなかった場合、生体認証対応端末機等によりお取扱いができないことがあります。

7 ICキャッシュカードの再交付

生体認証データを登録したICキャッシュカードの再交付の請求があったときは、第

9条の生体認証契約の解約の届出があったものとして取り扱います。

8 代理人のICキャッシュカード

(1) キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）により交付された代理人（キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）の代理人をいいます。）のICキャッシュカードの生体認証契約の締結についても、この規定により取り扱います。

(2) 前項の場合、預金者が同席のうえ（当行がやむを得ないと認めた場合を除きます。）、代理人のICキャッシュカードに代理人の生体認証データを記録します。

9 生体認証契約の解約

(1) 生体認証契約を解約しようとするときは、預金者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳及びICキャッシュカードを添えて取扱本支店等に届け出てください。この場合、端末機に届出の暗証を入力してください。

(2) ICキャッシュカードについて、キャッシュカード規定第19条（カード利用の廃止等）によるカード利用の廃止の届出があったとき（同条第2項によりカード利用の廃止の届出があったものとして取り扱う場合を含みます。）、同条第4項によりICキャッシュカードが取扱本支店等に返却されたとき又は当行所定の取扱いによりICキャッシュカードが取扱本支店等に提出されたときは、前項の解約の届出があったものとして取り扱います。

10 規定の適用

生体認証の取扱いには、この規定のほか、「キャッシュカード規定」が適用されます。ただし、キャッシュカード規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

11 規定の改定

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

附 則

（実施期日）

この改正規定は、2020年1月6日から実施します。

■デビットカード規定

第1章 デビットカードサービス

1 適用範囲

次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。以下「カード」といいます。）を利用して請求することにより、当該加盟店が行う商品の販売又は役務の提供等（以下この章において「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）の支払に充てるため、売買取引債務の金額に相当する総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下この条、第5条及び第10条において同じとします。）（以下「総合口座」といいます。）の預り金を、当該総合口座から当行の指定する振替口座に振り替えてする電信振替の取扱い（以下この章において「デビットカードサービス」といいます。）については、この章及び第4章の規定により取り扱います。

- ① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下この章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人又は個人（以下「直接加盟店」といいます。）。ただし、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人又は個人（以下「間接加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人又は個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。
- ④ ①から③までに掲げる者のほか当行が定めるもの

2 利用方法等

- (1) デビットカードサービスを請求しようとするときは、自らカードを加盟店が設置するデビットカードサービスに係る機能を備えた端末設備（以下この章において「端末設備」といいます。）に読み取らせるか又は加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末設備に読み取らせ、端末設備に表示された売買取引債務に相当する振替の金額を確認したうえ、端末設備に暗証を第三者（加盟店の従業員を含みません。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 前項の場合、払出書の提出は必要ありません。

- (3) 端末設備を使用して、貯金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (4) 次の場合には、デビットカードサービスを利用することができません。
- ① 停電、故障等により端末設備による取扱いができない場合
 - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証を誤って端末設備に入力した場合
 - ③ 端末設備でカードの読み取りができない場合
 - ④ 1日当たりの振替金額が、次に掲げる取扱いの別に、それぞれ当行所定の金額の範囲内で加入者が定める金額（以下「指定金額」といいます。）を超える場合。ただし、Aの振替に係る1日の振替金額は、指定金額からBの振替の合計額を差し引いた額以下とします。なお、指定金額については、BはA以下の金額とします。
A ICキャッシュカードを使用して行う振替（ICチップを読み取らずに行う振替を除きます。）
B A以外の振替
 - ⑤ 1日当たりの振替回数が、当行所定の回数の範囲内で加入者が定める回数（以下「指定回数」といいます。）を超える場合
 - ⑥ 1回当たりの振替金額が、当行所定の金額を超える場合
 - ⑦ 1回当たりの振替金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、又は最低限度額に満たない場合
 - ⑧ 購入する商品又は提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカードサービスを利用することができないものと定めた商品又は役務等に該当する場合
- (5) 当行が利用できないと定めた日又は時間帯は、デビットカードサービスを利用することができません。
- (6) 第4項④の指定金額について加入者が定めないときは、当行は、当該指定金額を50万円として取り扱うものとします。
- (7) 指定金額又は指定回数を変更しようとするときは、加入者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、カードに係る通常貯金又は通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものをいいます。）の通帳（以下「通帳」といいます。）を添えて当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）に届け出てください。
- (8) 前項の変更の届出は、当行所定の書類にカード（キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）により代理人に交付されたカード（以下「代理人のカード」といいます。）を除きます。）を添えて提出し、当該書類への押印に代えて本支店等に設置した端末機に暗証を入力してすることができます。

3 デビットカードサービスの成立

- (1) デビットカードサービスは、当行がコンピュータシステムにより振替の内容を確認し、総合口座から振替金に相当する預り金を払い出したことを確認した時に成立するものとします。
- (2) 前項の場合、端末設備から帳票が出力されますので、その記載内容を確認してくだ

さい。

4 取消し等

- (1) デビットカードサービスの請求がなされた場合において、売買取引に係る契約が解除（合意解除を含みます。）され又は取消し等により適法に解消されたときは、加入者は当該契約の相手方から当該振替金に相当する代金額につき、現金により返金を受ける等当該相手方との間で解決してください。
- (2) デビットカードサービスの請求において、金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを見逃して端末設備にカードの暗証を入力したためデビットカードサービスが成立した場合についても、前項に準じて行ってください。
- (3) 第1項にかかわらず、デビットカードサービスの取消しの請求は、当行の業務の遂行上支障がない場合に限り、デビットカードサービスが成立した当日中、当行が指定する方法により、端末設備に入力することにより行うことができます。

第2章 キャッシュアウトサービス

5 適用範囲

次の各号のうちのいずれかの者（以下「CO加盟店」といいます。）に対して、カードを利用して請求することにより、当該加盟店が行う商品の販売又は役務の提供等（以下この章において「売買取引」といいます。）及び当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）について、当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」といいます。）の支払に充てるため、対価支払債務の金額に相当する総合口座の預り金を、当該総合口座から当行の指定する振替口座に振り替えてする電信振替の取扱い（以下「キャッシュアウトサービス」といいます。）については、この章及び第4章の規定により取り扱います。

- ① 機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下この章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構にCO直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のCO直接加盟店契約を締結した法人又は個人（以下「CO直接加盟店」といいます。）であって、当該CO加盟店におけるキャッシュアウトサービスの利用を当行が承諾したもの
- ② 規約を承認のうえ、CO直接加盟店と規約所定のCO間接加盟店契約を締結した法人又は個人であって、当該CO加盟店におけるキャッシュアウトサービスの利用を当行が承諾したもの
- ③ 規約を承認のうえ機構にCO任意組合として登録され加盟店銀行とCO直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人又は個人であって、当該CO加盟店におけるキャッシュアウトサービスの利用を当行が承諾したもの
- ④ ①から③までに掲げる者のほか当行が定めるもの

6 利用方法等

- (1) キャッシュアウトサービスを請求しようとするときは、自らカードをC O加盟店が設置するキャッシュアウトサービスに係る機能を備えた端末設備（以下この章において「端末設備」といいます。）に読み取らせるか又はC O加盟店にカードを引き渡したうえC O加盟店をしてカードを端末設備に読み取らせ、端末設備に表示された対価支払債務に相当する振替の金額を確認したうえで、端末設備に暗証を第三者（C O加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 前項の場合、払出書の提出は必要ありません。
- (3) 次の場合には、キャッシュアウトサービスを利用することはできません。
 - ① 停電、故障等により端末設備による取扱いができない場合
 - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証を誤って端末設備に入力した場合
 - ③ 端末設備でカードの読み取りができない場合
 - ④ 1日当たりの振替金額が、次に掲げる取扱いの別に、それぞれ指定金額を超える場合。ただし、Aの振替に係る1日の振替金額は、指定金額からBの振替の合計額を差し引いた額以下とします。なお、指定金額については、BはA以下の金額とします。
 - A ICキャッシュカードを使用して行う振替（ICチップを読み取らずに行う振替を除きます。）
 - B A以外の振替
- (4) 購入する商品又は提供を受ける役務等が、C O加盟店がキャッシュアウトサービスを利用することができないものと定めた商品又は役務等に該当する場合には、キャッシュアウトサービスを利用することはできません。
- (5) C O加盟店においてC O加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、C O加盟店が規約に基づいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。
- (6) 当行が利用できないと定めた日又は時間帯は、キャッシュアウトサービスを利用することができません。
- (7) C O加盟店によって、キャッシュアウトサービスを利用するために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の振替金に含まれる場合があります。
- (8) 第3項④の指定金額について加入者が定めないときは、当行は、当該指定金額を50万円として取り扱うものとします。
- (9) 指定金額又は指定回数を変更しようとするときは、加入者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、カードに係る通帳を添えて本支店等

に届け出てください。

- (10) 前項の変更の届出は、当行所定の書類にカード（代理人のカードを除きます。）を添えて提出し、当該書類への押印に代えて本支店等に設置した端末機に暗証を入力してすることができます。

7 キャッシュアウトサービスの成立

- (1) キャッシュアウトサービスは、当行がコンピュータシステムにより振替の内容を確認し、総合口座から振替金に相当する預り金を払い出したことを確認した時に成立するものとします。
- (2) 前項の場合、端末設備から帳票が出力されますので、その記載内容を確認してください。

8 取消し等

- (1) キャッシュアウトサービスの請求がなされた場合において、売買取引又はキャッシュアウト取引に係る契約が解除（合意解除を含みます。）され又は取消し等により適法に解消されたときは、加入者は当該契約の相手方から当該振替金に相当する代金額につき、現金により返金を受ける等当該相手方との間で解決してください。
- (2) キャッシュアウトサービスの請求において、金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを見過ごして端末設備にカードの暗証を入力したためキャッシュアウトサービスが成立した場合についても、前項に準じて行ってください。
- (3) 第1項にかかわらず、キャッシュアウトサービスの取消しの請求は、当行の業務の遂行上支障がない場合に限り、キャッシュアウトサービスが成立した当日中、当行が指定する方法により、端末設備に入力することにより行うことができます。なお、キャッシュアウトサービスの解消は、1回のキャッシュアウトサービスの全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて利用した場合、その一方のみに係るキャッシュアウトサービスを解消することもできません。）。

9 キャッシュアウトサービスに係る情報の提供

C O加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、総合口座からの二重振替及び超過振替、不正な取引等の事故等が発生した場合、キャッシュアウトサービスを適切に提供するために必要な範囲で、キャッシュアウトサービスに関する情報を機構及び加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、キャッシュアウトサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構及び加盟店銀行に提供する場合があります。

第3章 公金納付

10 適用範囲

機構所定の公的加盟機関規約（以下この章において「規約」といいます。）を承認の

うえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下この章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務の金額に相当する総合口座の預り金を、当該総合口座から当行の指定する振替口座に振り替えてする電信振替の取扱い（以下この章において「デビットカードサービス」といいます。）については、この章及び次章の規定により取り扱います。ただし、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

11 準用規定等

- (1) カードをデビットカードサービスに利用することについては、第2条から第4条までを準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。
- (2) 前項にかかわらず、第2条第4項⑧は、この章のデビットカードサービスには適用されないものとします。
- (3) 前2項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカードサービスによる支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカードサービスを利用することはできません。

第4章 雑則

12 利用の停止等

- (1) 第1章から前章までに掲げるサービス（以下「デビットカードサービス等」といいます。）を停止しようとするときは、加入者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて本支店等に届け出てください。
- (2) 当行は、前項の届出を受けたときは、直ちにデビットカードサービス等を停止します。この場合、この届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（以下「当行等」といいます。）は責任を負いません。
- (3) 次の場合には、デビットカードサービス等を停止することがあります。
 - ① 利用者の総合口座について、当行所定の事由により取引の制限又は取扱いの停止がされた場合
 - ② 利用者のカード又はカードに係る通帳について、紛失、盗難その他の事由により利用が停止された場合
- (4) デビットカードサービス等の停止の解除については、第1項に準じて行ってください。

13 暗証照合等

- (1) 当行が、カードの磁氣的記録によって、端末設備（第1章及び第2章における「端末設備」の両方をいいます。以下同じとします。）の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認してデビットカードサービス等の取扱いをしましたうへは、カード又は暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。ただし、デビットカードサービス等の取扱いが偽造カード等によるものであり、カード及び暗証の管理について加入者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。
- (2) カードは、他人に使用されないよう保管してください。カードの暗証は、生年月日、住所、自宅や勤務先の電話番号、連続番号、同一番号その他他人に容易に推測されやすい番号を使用せず、不定期的又は一定期間ごとに変更し、他人に知られないよう管理してください。暗証について当行等から照会することは一切ありません。電話等による照会には応じないでください。
- (3) カードの偽造、盗難、紛失等の場合、偽造、盗難、紛失等によりカードが他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、当行所定の方法により、速やかに書面によって本支店等に届け出てください。ただし、代理人のカードの場合は、代理人（代理人のカードを交付された代理人をいいます。以下同じとします。）についても届け出ることができます。
- (4) 前項の届出を受けたときは、直ちにデビットカードサービス等の停止の措置を講じます。
- (5) 第3項の届出の前に、加入者から電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。ただし、代理人のカードの場合は、代理人についても通知を行うことができます。なお、通知をした場合にも、当行所定の方法により、速やかに書面によって本支店等に届け出てください。

14 偽造カード等による電信振替等

偽造カード又は変造カードによるデビットカードサービス等における電信振替（加入者が個人（個人事業者を含みます。第16条において同じとします。）である場合の電信振替に限ります。以下この条及び次条において同じとします。）については、加入者若しくは代理人の故意による場合又は当該電信振替について当行が善意かつ無過失であって加入者若しくは代理人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、加入者は、当行所定の書類を提出し、カード及び暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

15 盗難カードによる電信振替等

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正に使用され生じたデビットカードサービス等における電信振替については、次の各号のすべてに該当する場合、加入者は、当行に対して当該電信振替に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する

金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気付いてから速やかに、当行等への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、加入者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該電信振替が加入者又は代理人の故意による場合を除き、当行は、当行等へ通知が行われた日の30日（ただし、当行等に通知することができないやむを得ない事由があることを加入者が証明した場合は、30日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該電信振替に係る損害（料金及び利子を含みます。）の額に相当する金額（以下この項において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該電信振替が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、加入者又は代理人に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項に係る当行等への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係るカードを用いて行われたデビットカードサービス等における不正な電信振替が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は、補てん責任を負いません。
- ① 当該電信振替が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 加入者又は代理人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 加入者又は代理人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人又は家事使用人（家事全般を行っている者をいいます。）によって行われた場合
 - C 加入者又は代理人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随してカードが盗難された場合

16 加入者が個人以外の者である場合の偽造カード等による電信振替等

加入者が個人以外の者である場合における、偽造カード若しくは変造カード又は盗難カードによるデビットカードサービス等における電信振替については、当行が、カードの磁氣的記録によって、端末設備の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して当該電信振替を行いましたうへは、カード又は暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。ただし、当該電信振替が偽造カード又は変造カードによるものであり、カード及び暗証の管理について加入者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。

17 規定の適用

デビットカードサービス等には、この規定のほか、「振替規定」が適用されます。ただし、振替規定第6条（特殊取扱）の取扱いはいたしません。また、振替規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

18 規定の改定

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

附 則

（実施期日）

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

キャッシュレス・消費者還元事業に関する特約

1 適用範囲

(1) この特約は、デビットカード規定に定義されるデビットカードサービス（以下「デビットカードサービス」といいます。）を行う加入者（以下「加入者」といいます。）に対して、デビットカード規定の特則として、当行が提供する消費者還元（次条に定義します。）について適用されるものとします。

(2) デビットカード規定において定義された用語は、この特約に別段の定めのない限り、この特約においても同様の意味に用いられるものとします。

2 消費者還元の定義

この特約において「消費者還元」とは、平成31年度政府予算に基づき施行された「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「還元事業」といいます。）に基づき、当行が、還元事業における間接補助事業者として、加入者がデビットカードサービスを用いて加盟店（還元事業の対象となるものに限り、以下同じとします。）で売買取引債務の支払いを行った場合に、当該支払金額に、一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下「補助金事務局」といいます。）が定める還元料率（以下「還元料率」といいます。）を乗じた金額に相当するポイント（1ポイント1円で換算するものとし、円未満は切り捨てます。以下同じとします。）を付与することにより加入者に提供される還元をいいます。ただし、一つの総合口座に対して付与されるポイントの総数は、当行が公表す

る金額相当を上限とします。

3 消費者還元の方法

- (1) 加入者が行ったデビットカードサービスが還元事業に基づく消費者還元の対象となる取引に該当する場合には、当行は、次項以下に定める方法により、消費者還元を実施するものとします。
- (2) 当行は、デビットカードサービスによる売買取引債務の支払金額に還元料率を乗じた金額に相当するポイントを加入者に付与するものとし、当該ポイントに相当する金額を当該デビットカードサービスの利用が行われた日の属する月の末日から1か月以内に、加入者の総合口座に入金するものとします。
- (3) 当行が前項の入金を行おうとするときに、解約その他の事由により加入者の総合口座に入金することができない状態になっている場合には、当行はポイントに相当する金額の入金を行いません。
- (4) 当行は、還元事業の対象となるデビットカードサービスが取消、解除その他の事由により存在しなくなった場合には、当該取引に係るポイントの付与を取り消すものとします。第2項に基づく入金が行われている場合には、当行は、加入者に対して、取り消されたポイントに相当する金額の返還を求めることができ、加入者の総合口座から当該ポイントに相当する金額を引き落とすことにより、当該返還に充てることのできるものとします。
- (5) 当行は、加入者に付与されたポイントの残高及び明細について、加入者からの照会に応じる義務を負わないものとします。
- (6) 加入者は、付与されたポイントに関する地位、権利等について、第三者に譲渡等してはならないものとします。

4 不当な取引

- (1) 加入者は、当行が提供する消費者還元について、加入者に帰責する以下に掲げる取引（以下「不当な取引」といいます。）を行ってはならず、不当な取引の可能性を認識した場合は直ちにその旨を当行に通知するものとします。加入者が不当な取引を行おうとした場合、当行は消費者還元の提供を拒むことができるものとします。
 - ① 他人のカードを用いてデビットカードサービスを行った結果として、自己又は他者が消費者還元に基づく利益を得ること
 - ② 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして、取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が還元事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ③ 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、還元事業による消費者還元を受けることのみを目的として、デビットカードサービスを行い、自己又は他者が還元事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ④ 還元事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が還元事業における消費者還元に基づく利益を得ること
 - ⑤ 還元事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現

金若しくは還元事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにもかかわらず、自己又は他者が還元事業における消費者還元に基づく利益を得ること

⑥ 還元事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に還元事業における消費者還元に基づく利益を得させること

⑦ その他補助金事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

(2) 当行は、加入者が不当な取引を行ったと判断した場合又は不当な取引が発生した疑いがあるとの補助金事務局からの通知を受けた場合、当該加入者に対し、不当な取引に係る消費者還元相当の金額（以下「不正還元金額」といいます。）の付与を取り止め、又は既に付与した不正還元金額を当行が指定する方法により直ちに返還するよう請求することができるものとし、加入者はこれに従うものとします。

(3) 当行は、加入者が当行に有する総合口座から不正還元金額を引き落とし、当該引落としに係る金額を不正還元金額の返還に充てることができるものとし、加入者はあらかじめこれに同意するものとします。

5 停止・解除等

(1) 当行は、加入者が不当な取引を行った場合又は不当な取引が発生した疑いがあるとの補助金事務局からの通知を受けた場合には、当該加入者による以後のデビットカードサービス及び消費者還元の利用を停止し、デビットカードサービスに係る一切の契約（当行との貯金に係る契約を含みます。）を直ちに解除することができるものとします。

(2) 加入者が不当な取引を行ったこと又は不当な取引が発生した疑いがあるとの補助金事務局からの通知を受けたことにより、当行、日本国又は補助金事務局その他第三者に損失が生じた場合には、加入者は、当該損失額に相当する金額を賠償するものとします。なお、当該損失額に相当する金額の賠償については、前条第3項の規定を準用するものとします。

6 情報連携

当行は、加入者が不当な取引を行った場合には、当該加入者の氏名、生年月日、電話番号、住所、決済手段に付与された番号又は記号、口座情報、不当な取引を行った事実その他の加入者を特定するために必要な情報を他のキャッシュレス決済事業者、加盟店銀行、直接加盟店、加盟店、機構及び補助金事務局並びにそれらの委託先に共有することができるものとし、加入者はあらかじめこれに同意するものとします。

7 調査等への協力

加入者が行ったデビットカードサービスに関し、当行、加盟店銀行、直接加盟店、加盟店、機構若しくは補助金事務局又はそれらの委託先が調査等を実施する場合には、加入者は、調査等を実施する者からの求めに応じて、当該調査等に協力するものとします。

8 免責

(1) 当行は、消費者還元のために使用する電子機器、ソフトウェア等のシステムにつき、

その時点における一般の技術水準に従って合理的な保守及び運用を行います。システムの完全性を保証するものではありません。

- (2) 当行は、電子機器、ソフトウェア等の不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害等のシステムトラブルに起因して、加入者に付与されるべきポイントに異常が生じた場合には、その時点における一般の技術水準に従って合理的な措置を講じます。かかる措置にもかかわらず、ポイントの異常が解消されなかった場合、かかる異常を解消できないことにつき当行に過失がない限り、当行はポイントの補償その他の責任を行わないものとします。
- (3) 当行は、他のキャッシュレス決済事業者、加盟店、通信事業者、補助金事務局、日本国等、当行以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた加入者の損害について、一切の責任を負いません。

9 この特約の改定

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上